

此村委員

子ども手当への対応についてお伺いをしたいと思います。

さっき、いろいろな質疑がありましたが、いわゆる市民、県民の目線から見た質問をしてみたいと思っております。今、言われているところでは、今まで 1 人当たり 1 万 3,000 円の子ども手当が出ていた。平成 23 年度においては、3 歳以上 が 1 万 3,000 円、3 歳未満が 2 万円という形で、今、議論が進められている。

それで地方負担ありというこういうことで、先日、松沢知事、そして、今日の委員会 での説明という中でありましたけれども、神奈川県は負担しないという方向で今検討していると、こんな話があったわけでありましてけれども、率直に言って、例 えば神奈川県が、では、この金を出しませんと、うちはやりませんと、こういった場合に、この 3 歳未満、今、議論されている中で 2 万円もらえるという人が、 大体どのくらい減るのか。それから、3 歳以上、1 万 3,000 円もらえるかもしれない人たちが、神奈川県が負担しないことによって、幾らになるのか。更に 言うならば、神奈川県と一緒に、市町村でもうちもやりませんよと言った場合に、各家庭の子供たち 1 人当たり、幾らずつ減額されるのか。この辺のところを教 えていただきたいと思えます。

子ども家庭課長

まず、県では、この子ども手当のうち、児童手当分を負担してございます。この県の 負担割合でございまして、これについては幾つか区分がございまして、子供の年齢ですとか、出生順、第 1 子か第 2 子か 3 子かというようなことでの出生 順、それからいわゆる被用者、サラリーマン家庭なのか、あるいは非被用者、自営業者等なのかというようなことによって異なっております。

したがって、例を挙げて、県の負担がどのくらいになるかということについてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、3 歳未満の子供さんがいるサラリーマン世帯の場合でございまして、県の負担額は月額 1,000 円でございます。これは市町村も同額ということでございまして、現在 1 万 3,000 円ですので、仮に県が負担をしないということ になれば、その負担額が差引きというようなことになる計算となります。

それから、自営業者の場合でございまして、自営業者の世帯で 3 歳未満のお子 さんがいる場合につきましては、県と市町村は同額で約 3,300 円ほどになります。さらに 3 歳以上、小学校終了前までのお子さんがある世帯で、第 1 子、第 2 子の場合には 1,600 円という金額になります。それで第 3 子以降の場合には 3,300 円でございます。なお、中学生につきましては、地方の負担がござ いませんので、全額国費ということでございます。

今、お話しいたしましたような負担を県の方でしてございますので、計算上は差し引いた金額ということになるかと思えます。

此村委員

分かりました。これで、神奈川県がここの報告にありますように、本県のこ

れまでの活動状況という中で、国が全額負担すべきであるという民主党のマニフェストの実行を求める、様々な活動をやってまいりました。ここに全国知事会、九都県市首脳会議等のいろんな動きがありますが、現在のところどうでしょうか。神奈川県のように、負担分については支出を拒否すると、こういうふうに打ち出している他の都道府県はあるのでしょうか。

保健福祉局企画調整課長

12月10日に神奈川県が出したばかりでございますので、現時点では、都知事が記者会見の中で、来年度予算の中で、都も検討するということが新聞報道で承知しておりますけれども、それ以外の動きは、11月の中旬ですか九都県市、それから10月の関東地方知事会、そういった中で、基本的には国が全額出すべきものと、特に九都県市では、それに見合う額を地方独自の子育て支援に充てるというそういう決議がなされた。それを踏まえて、各自治体も検討されていくものというふうに承知しております。

此村委員

そうしますと、神奈川県が松沢知事が打ち出したということで、当然、県下の各市町村、いろいろと川崎市なども、どちらかというと言っているけれども、同調的な、同調したいような、そういうような発言もしている市長、町長もあるようですが、神奈川県下の市町村の動きはどのようなのですか。

保健福祉局企画調整課長

ちょうど全国の地方六団体に当たる組織として、神奈川県地方六団体といえますか、神奈川県地方分権推進会議というものがございます。これが11月2日に開催されまして、県内の市長会、町村会の会長、それからそれぞれの議長会の会長、それに横浜、川崎、相模原の市長と議長が集まって、子ども手当についてのこれまでの神奈川の主張、これと同趣旨の緊急要請を採択いたしております。

それで、横浜市、川崎市は、それぞれの議会が行われていまして、そこでの、これも報道の範囲で承知していることでございますけれども、そこでも、やはり国が全額持つべきだと議論されていますし、横浜市、川崎市は指定都市の市長会でも同様の要請や決議をしていますので、そういったものも含めて、他の自治体と連携しながら来年度予算編成の中で検討していくと、こういうような趣旨の答弁をしているというふうに伺っております。

此村委員

先ほど県民の目線から見ると、こういうふうに申し上げましたが、いろんなテレビ等で、この子ども手当について、いろいろ街角でのインタビューをやりますと、もらえるならうれしいと、多い方がいいと、こういう意見が非常に多いわけですね。もちろん中には、将来のつけが子どもたちに回るのではないかと、というふうに懸念を話す人たちもいますが、大体大方、もらえるなら多い方がいいと、こういう一つの流れも声もある。

それと来年の予算、来年の2月、3月の議会ですけれども、恐らくこういう形で松沢知事が出してくる。そうすると、非常に市民の感覚からすれば、例えば、神奈川県が松沢知事が言っているように、神奈川県は負担しないと言った場合に、例えば3歳未満の事業系、要するにサラリーマンでないそ

ういう人たちへの負担額は、県が3,300円の、市町村で3,300円ですから、6,600円減ると。他の都道府県では、満額もらっているよと、こういうばらばらの状況が出る可能性があるわけですね。

その時に、この一般市民の感覚からすれば、国が出そうが、県が出そうが、市町村が出そうが、そんなことを分かっている人は少ない。それぞれが出しているんだらうと、どれぐらいの割合で出しているのかは分かっていない。ただ、自分のところに幾らもらえるかというところに、非常に大きな関心がある。そういう意味で、松沢知事が今回打ち出した件については、一つの、一種の劇薬ではないかと思えます。これで一つの何ていうか、捨て身というか、パフォーマンスという人もいるし、いろんな意味合いがあるんですが、要するにこれは、もしこの主張が通らなければ、結果として、神奈川県民の皆さんの子ども手当が実質的に減るといふ、こういう可能性が十分あるというふうに思うんですね。我々も、政府は当然地方負担なし、全額国庫負担、これは当然のことだということで、もちろん主張はしています。ただ、その主張を通すために、まかり間違えれば県民がもらえるべき金が他の施策で使われるとはいえ、子ども手当が少なくなる非常に危険性もあるのかというふうに、正直言って思っております。極力、神奈川県民の立場からすれば、私たちのもらえるこの子ども手当が、ほかの他の都道府県と比べて減っているというようなことは是非やめてもらいたい。こういう恐らく、国が出す、県が出すとか出さないとか、市が出すとか出さないとか関係なく、自分たちがもらえる金額が減らされたら困るといふ、こういう多くの県民の声、そういう中で今度、地方選挙が行われるということになるわけでありまして。

したがって、これはもう、ここまで来たら徹底して、やはり県民にとっては、国が出そうが、市が出そうが、県が出すとかそんなことは関係なく、とにかく満額、決まったのなら決めてもらいたいと、こういう心情がある。しかし一方では、やはり行政には行政の筋というものもありますし、またこのマニフェスト、本来、そういうことを打ち出して選挙をやって、勝った与党としての責任という問題ももちろんあるわけでありましてけれども、したがって、やっぱり差額が、他の都道府県と差が生じていけないという中で、極めて悩ましいところでもあるわけですね。したがって、そうした状況を踏まえて、今後の対応について、どのようなことを今考えておられるのか。それをお聞かせいただきたいと思っております。

保健福祉局企画調整課長

一つは、一番今回の神奈川県のスタンスに近いのが、11月15日の九都県市首脳会議で、子ども手当の地方負担に関する決議があります。ここの中で、九都県市の首脳が、住民税は、地域の実情に応じて実施するサービスにこそ充てられるべきであり、国が決めた施策実施のため、地方の独自財源が一方的に取り上げられることはあってはならない。もし政府が、地方に負担転嫁することなく全額国費を財源として実施しない場合、万が一、平成23年度以降も地方負担が続くようであれば、地方は負担と事務を返上し、独自の子どもの・子育て施策を展開するといふ選択肢を真剣に検討する覚悟であると、こういう決議を出しております。この決議を、知事は17日に全国の知事にも送っております。

それから、今回、国に10日に意見書を出すに当たりまして、市長、町長に市町村 行政課の方から今回の趣旨の説明もさせていただいている。先ほど御説明した、神奈川県地方六団体の会議に当たる神奈川県地方分権推進会議、ちょうどこの 時期に、市長、町長たちに、松沢知事の方から、今後どうしていくか、是非検討してほしいというお願いをしております、その検討も今、市長会、町村会で行 われております。

やはりここは、きちんと筋を通して、国に約束を守らせる。地方はやはり地域の実情 にあった、今、保育所の問題、それからこの夏はエアコンの問題もございました。そういったところにやはり必要な措置、施策を打っていく。そのための財源を 確保する。そして、子ども手当の財源は全額国費でというのを、ここは一貫して通していきたいと考えております。

此村委員

いずれにいたしましても、やはり神奈川県民のそういった対象になる皆さんが、がっ かりするようなことがないようにすべきだと思います。それと、ちゃんと満額国庫負担ということになるということですよ。それに最善の努力をしてもらおう。 とにかく、そのためには神奈川県だけ訴えるのではなくて、本当に周りの都道府県等、また市町村等とも協力し、やはりきちっと国が分かるまで訴えていく、そ こまで、是非頑張ってもらいたいと思います。と同時に、いずれの結果にしても、どういう対応をするのかということについても、この神奈川県民が、やはり何 となく自分たちだけ何か損をしているような、何か権利を削られたような、そういう思いをしないような対応を、きちんととっていただきたいということをこの 問題については要望して、次の問題に移りたいと思います。

次は、高齢者の居住支援についてでございます。

神奈川県の高齢者居住安定確保計画の素案が示されたと、こういうことでございまして、できたら来年の恐らく3月に、法的整備、それが速やかに行われるということになるんだろうというふうに思いますけれども、実はこの問題については、かなり前から問題が浮かんでいました。それで、私も平成12年、13年ぐらいに建設常任委員会での問題を取り上げました。それでまた平成14年に、本会議 で岡崎知事に質問もしました。

当時は、ここに書いてある現状と課題、高齢者を支える人口の減少と家庭の介護力の 低下、それから、住まいへの不安の増大、ニーズの多様化と、こういうことがあり、今でもあると思うんですが、当時は高齢者がマンションだとかいろいろな建て 替えがどんどん進み、再開発が進んで、アパート等がどんどんなくなって、そこに住んでいたお年寄りが住み替える時に、ほかの賃貸住宅、民間住宅に移ろうと した時に、高齢者お断りというようなことで、転居が困難な状況だったというのが、当時大きな社会問題になっていました。それで、NHKの特集だとか、いろ んな民放なんかでも特集を組んでいました。いろいろ調べていくうちに、何でこう、お年寄りを民間のアパート、マンションの経営者が断るかという、要す るに、死んだ時にどうするんだ、病気になった時に誰がちゃんと面倒を見るんだ、痴ほう症になり火事を起こすか分からない等の問題があつて断るということでした。それならば、この大家の人たちが、安心

をして高齢者の皆さんを入居させることができるための措置ということで、この福祉部門と建設部門と連携して、福祉部門の方は、まず病気になったお年寄りに対して福祉がどう対応するか。亡くなったお年寄りに対して、福祉部門がどう対応するか。日頃の見回りというんですかね、声掛け等の対応を公がきちんと担保する。ある程度保障するということで、民間の大家さんが、そういうことをちゃんとやってくれるのならば、お年寄りを入居させましょうということで動いたわけでありまして。そして両部門がいろいろ議論をして制度としてきちんとつくるということで、平成14年12月の本会議で、知事が高齢者の居住支援制度の標準モデルという制度をつくって、各市町村にそれを示して、各市町村単位で、福祉は市町村で大分違いますので、県が標準モデルをつくって、そのモデルを基に各市町村でそういう制度をつくるということでございました。

それで私も、内容を見て、ああこれでお年寄りだからといって断る大家もいなくなるし、一人住まいの高齢者も、見回りだとかいろんな声掛けだとかそういうことをやるから、これでもう亡くなられたまま何日間も分からないとか、そういうようなこともなくなるなど、こういうふうに思って、平成14年の時に、一定の解決が見つかったのかと思っていたら、その後、多くの独居老人が1人で亡くなって、そのまま放置されたとか、いろんな問題が社会問題になりました。こういう現下の状況にあるわけでありまして、そこでまずは、当時、県が作成をした、市町村における高齢者の居住支援制度の標準モデル、県がつくったものですが、これの内容について、もう一度確認をしておきたいと思っております。

#### 高齢福祉課長

県が、高齢者の居住支援施策を推進するために、市町村が、地域の実情を踏まえた具体的な体制整備ですとか住民への周知などに取り組むための参考となりますよう、ただいまお話がございましたように、平成14年度に、市町村高齢者居住支援制度実施要領の標準モデルを作成いたしました。この標準モデルは、賃貸住宅に入居する高齢者の方に対し、各種支援を活用したサービス等を提供することによりまして、入居高齢者の安心を確保する体制づくりを図ることを目的としたものでございまして、一連のそうした取組を示してございまして、具体的には、高齢者の居住に関する相談窓口を設置、それから入居高齢者の実態把握、入居高齢者に対する福祉サービスの提供、緊急時体制の整備等、そういったことに取り組むことといたしまして、これの実施に関して、必要な事項につきまして高齢者住宅等安心確保計画を策定する、こういった内容でございました。

#### 此村委員

当時これができて、私も一、二年ぐらい注視して、担当の方に状況を確認しておりました。そうしたら、1市、2市ぐらいが一応手を挙げてやっていますとか、4市ぐらいにはなりました、なかなか理解が得られないけれども、一生懸命頑張っていますと、こういった報告を頂きました。その後、ちょっと委員会等で質疑はしていませんが、でも、ちゃんとやっているだろうと、こういうふうに皆さんを信用してやっていたわけでありまして、結果として、皆さんがそのことに市町村に働きを掛けて、どのようになったのか、お聞かせをいただ

きたいと思います。

高齢福祉課長

県では平成15年2月に高齢者福祉課長と住宅整備課長の連名によりまして市町村あて通知をして、この標準モデルを遵守し、鋭意取組を働き掛けました。また3月には市町村の高齢福祉主管課長会議において説明も行き、また6、7月にかけてましては保健福祉部署ごとに説明会を実施し、意見交換等を行いました。

その結果ですが、11月になりまして、各市町村の実施状況を把握するための調査を行いましたところ、7市町村から取組を実施していると、また19市町村から取組の実施を検討しているとの御回答を頂いたところです。

しかしながら、当時、平成12年度は、介護保険制度が導入されて間もない時期でございまして、市町村における業務多忙という理由によりまして、標準モデルの全市町村実施ということには至らなかったという状況でございます。

此村委員

これは、今回も出ているかと思いますが、既にもう6年前、7年前にできて、これがしっかり実施されていれば、少なくとも今回やるようなことはもう、既に7年前、6年前ぐらいにできて進んでいたのではないかと思います。それで、その後、いろいろ様々な孤独死等の問題が起こっているのも、ある一定の程度の部分は抑えられて、もっと少なくなっていたのではないかというふうに思いますと、非常に残念でならないわけではありますが、とはいえ、今課長からも御説明がありましたように、一生懸命、皆さんが努力されたということも、当時から話を聞いておりました、なかなか市町村が乗ってくれない、対応してくれないと、こんなことも聞いていたわけでもあります。

しかし、努力は多くしながらも、やはり行政は結果が、何度もお話ししますが、政治もそうですけれども、結果が全てでありますので、県民に対して、結果を持っていかないと県民にプラスにならないわけでありますから、その辺は反省をしてもらうべきところは反省してもらいたい、このように思うわけであります。

とはいえ、そこで、その後、この標準モデルが市町村に普及しなかったと。しかし、問題はそのまま残っているわけですから、それに対する課題に対して、この神奈川県は、どのように対応してこられたのか、お話をいただきたいというふうに思います。

高齢福祉課長

その後の県の取組ですけれども、高齢者の方が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、平成17年12月に、高齢者専用賃貸住宅制度というのが創設をされました。これは専ら高齢者を対象として入居させる住宅を、貸主の方からの申請に基づいて登録し、情報提供をするというものですが、これにつきましては、県では、社団法人かながわ住まい・まちづくり協会を登録機関として指定をし、早急に取り組んできたところでございます。

また、平成18年10月ですが、あんしん賃貸支援事業というものが創設をされました。これは高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録、情報提供、あるいは、居住に関する各種サポートを行うことでもって、高齢者等の入居の

円滑化と安心できる賃貸借関係をつくるという事業でございますが、これも先ほどと同様に、住まい・まちづくり協会の方が登録情報の提供を促進しているところでございませう。

此村委員

そのように手は打っていますよと、いろいろとやっていますよと、民間住宅に円滑に入居できるようになりますよと。その結果ですね、本当に円滑に、高齢を理由にそういった民間アパート等の入居を拒まれるケースというのは、なくなったというふうには把握されていますか、どうですか。

高齢福祉課長

残念ながら、高齢者であることを理由に入居を拒否されるということは、依然としてあるというふうには認識をしております。

これは国土交通省の資料ですが、平成21年2月に、(財)日本賃貸住宅管理協会というところが取りまとめた、賃貸オーナーに関する調査結果を見ますと、貸主が高齢者の入居を断る理由といたしまして、居室内での死亡事故等、これが最大の理由としてあげられまして、次いで、家賃滞納、3番目に、連帯保証人あるいは緊急連絡人等の確保ができない、こういった理由が掲げられてございます。

こうしたことから県としても、計画素案の中に、民間借家の場合では、高齢者であることを理由とした入居の拒否など様々な課題があると、このような認識を掲げさせていただいているところでございます。

此村委員

私が平成13年、14年時代に、いろいろと皆さんとやりとりをしたのは、今申し上げた、民間住宅に円滑に入居できるということが1点ですね。それは今、御答弁があった。この点はむしろ、建設常任委員会の方でやる議論なんだろうけれども、問題は、この福祉部門、もう一つ提起をさせていただいた、一人暮らしの、また高齢者のみ夫婦のお年寄りが、安心をして居住できる環境整備というのが、平成14年につくったこの高齢者居住支援制度の中に書いてある。これがその後、更に問題になって、孤独死だとかいろんな問題がずっと解決しないまま、より大きく社会問題化してきたと、こういうことになるわけでありませうけれども、まず、今回の高齢者居住安定確保計画の中に、まず一つは、入居支援という視点から、どのように対応をされているのか。もう一つは、この高齢者が安心して居住できる、住み続けることができる、それでいわゆる孤独死だとか、そういったことがなくなる、病気になった時に、すぐサポートしてもらえる、そういう安心して居住できる体制をつくるという、こういう2点があるんですが、今回の計画の中では、どのように反映をされているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

高齢福祉課長

まずは、高齢者の居住支援、入居支援の方でございませうけれども、先ほど申し上げた、平成10年当時の制度実施要綱の標準モデルでは、相談窓口、あるいは実態調査、それから福祉サービスの提供といった項目がございませうので、それに倣って、居住安定確保計画での取組の概要を申し上げますと、まず、地域包括支援センターでございませうが、こちらの方で保健福祉医療、そして、住

宅について地域とネットワークを構築し、そこを通じた実態把握、あるいは継続的、専門的な相談支援の充実を図ってまいります。

また、介護保険サービスの適切な提供を行うとともに、地域におきまして高齢者を支え合う標準体制を確立して、一人暮らしの高齢者に対する見守りのサービスの充実を図ってまいります。

また、安心して居住できる、入居サポートをするための賃貸住宅の供給ということですが、これにつきましては、国の方で現在、高齢者等居住安定化推進事業ということが行われておりまして、これは、生活支援施設と高齢者向け住宅の一体的整備でございます。これにつきましては、この居住安定確保計画において、サービス基準宅を4,500戸供給をするという目標を立ててございまして、そうしたように本県におきまして、県土整備局と保健福祉局が連携する中で、両施策を一体として、高齢者が安心して住むことができる住宅の確保、それから居住支援に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

此村委員

当時は、全国で初めての施策として注目もされました。それで皆さんとかなり議論しながら出来上がり、皆さんにつくっていただいた施策であると思いません。

しかし、今回の計画ができたんですが、せっかく良いのをつくっても、介護保険制度がスタートして忙しかったという、これは、行政の都合でありまして、本当に困って切実な県民のそういった要求、願い、思いを込めて皆さんとつくり上げたものが、行政の都合で結局できなかった、実行されなかった。そして7年間、本当に孤独死だとかいろいろ様々な問題が、ずっと大きな社会問題として続いてしまう。やっとまたここで、7年後に同じようなものを今回つくると、こういうようなことでありますが、どうかその辺のところ、先ほど、本当に一生懸命、皆さんやっているのは分かるんだけど、できなかったというのは結局皆さんの都合であって、犠牲者は県民なんですよ。それによって、孤独死を迎えなければならぬ人がいたり、そうして、絶えず病気になったらどうしよう、死んだらどうしようという、おびえながら暮らしているお年寄りがいるということは、結果としては、行政の責任であるというふうに思いますので、何度も申し上げて恐縮ですが、是非反省をしていただいて、そして、今度できたこの高齢者居住安定保計画につきましては、本当に、これから更に細かく中身を充実させていくわけでありまして、できたら速やかにこれを実行して、少なくとも5年後、10年後には神奈川県の中に孤独死がなくなると、それで、本当に神奈川県のお年寄り、それから高齢者のみ夫婦が安心して暮らせるというような、そういう神奈川県を是非つくっていただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。